

大規模建築物の建設計画の事前協議に関する

取扱要領実施基準に係る指導の手引き



大阪市消防局警防部警防課

(令和5年3月15日最終改定)

目 次

	ページ
第 1 目的	3
第 2 指導上の留意事項	3
第 3 用語	4
第 4 消防水利施設	5
第 5 消防活動空地及びはしご車活動位置	5
第 6 消防隊進入経路	8
第 7 防災センター	21
第 8 準大規模建築物	21
別図 1 「はしご車詳細図」	22
別図 2 「破壊扉構造図」	23
別図 3 「消防車詳細図」	24
別図 4 「軌跡図」	25
参考資料 1 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抜粋） 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準（抜粋）	26
参考資料 2 「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」	31

大規模建築物の建設計画の事前協議に関する
取扱要領実施基準に係る指導の手引き

第1 目的

この手引きは、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準（以下「実施基準」という。）に係る指導を円滑に行い、災害時における有効、かつ、安全な消防活動と避難者の安全を確保することを目的とする。

また、大阪府内建築行政連絡協議会の「高層建築物等の防災措置に関する要綱」（平成12年6月1日制定）により防災計画書の提出を要する建築物についても本手引きに基づき指導する。

（事前協議が必要な対象物）

- 住宅の用に供するもので、戸数70戸以上のもの
- 建設計画の区域が2000㎡以上で、かつ、建築物の地上の高さが10m以上のもの
- 延べ面積が5000㎡を超え、かつ、階数が地上6階以上のもの

（防災計画書の提出が必要な対象物）

- 高さが60mを超える建築物
- 高さが31mを超え、60m以下の建築物
ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - 共同住宅
 - 建築基準法施行令第129条の13の2（非常用昇降機の設置を要しない建築物）の規定に該当し、2以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、防災上問題が少ないもの
 - 高さ31mを超える部分の階数が2以下で、かつ、その部分の床面積の合計が200㎡以下のもので、二方向への避難が確保されており、防災上問題が少ないもの
 - 事務所等
 - 高さ31mを超える部分の階数が1以下のもののうち、利用者が少数の者に限定される場合で、その階の床面積の合計が500㎡以下、かつ、避難階数が2以上であり、避難階において避難通路が確保されており、避難上、安全上及び防災上支障がないもの
- 高さが31m以下の大規模建築物、複合用途建築物で次に掲げるもの
 - 旅館・ホテル（5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡を超えるもの）
 - 特定行政庁が必要と認めるもの

第2 指導上の留意事項

本手引きは、事前協議申出書作成時の消防機関による指導内容を定めたものであり、大規模建築物等の総合的に有効、かつ、安全な消防活動について、建築主、設計者及び施工者（以下「建築主等」という。）に積極的に提案し、その趣旨について、十分に理解を得た上で建設計画に反映等するものである。

また、建築物の敷地、配置、構造、用途等計画建築物固有の条件等から、本手引きによる指導のみでは有効、かつ、安全な消防活動が確保できない場合は、本手引きにとらわれることなく、建築主等の防災意識向上を図りつつ、その協議過程で当該目的に沿う防災上有効な計画となるよう指導すること。なお、本手引きに基づく指導は行政指導の一環として、あくまで建築主等の任意の協力のもとに行うものであることに留意すること。

本手引きによる指導内容については、必要に応じて予防部予防課、規制課及び所轄消防署と協議すること。

第3 用語の定義

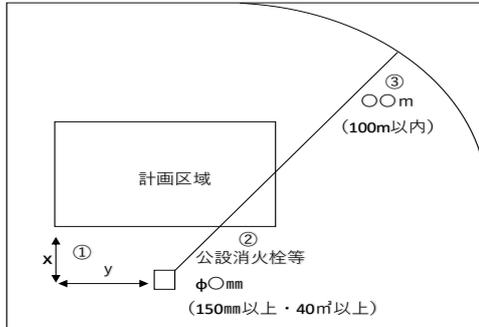
- 1 はしご車の仕様については、別図1を参照とすること。
- 2 消防活動空地とは、火災等によりはしご車が進入して消防活動を行うために必要な通路又は空地をいう。
- 3 はしご車活動位置とは、道路に設定した火災等によりはしご車が消防活動を行うための位置をいう。
- 4 防災センターとは、防火対象物内において、災害状況の把握、情報収集及び避難誘導を行うことを目的として、消防用設備等の防災設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、避難及び消防活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有する機器が設けられた場所をいう。
- 5 屋内避難階段とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第123条第1項に規定するものをいう。
- 6 屋外避難階段とは、建基令第123条第2項に規定するものをいう。
- 7 特別避難階段とは、建基令第123条第3項に規定するものをいう。
- 8 避難階段とは、屋内避難階段、屋外避難階段及び特別避難階段をいう。
- 9 告示第7号階段とは、「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年消防庁告示第7号。）の規定に適合するものをいう。
- 10 非常用エレベーターとは、建基令第129条の13の3に規定するものをいう。
- 11 進入用階段等とは、特別避難階段、屋外避難階段、告示第7号階段及び非常用エレベーターをいう。
- 12 防火防煙区画とは、耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第7号に規定するものをいう。）の床若しくは壁又は建基令第112条第19項第2号及び第21項の規定に適合する防火設備による区画をいう。
- 13 非常用進入口とは、建基令第126条の7の規定に適合するものをいう。
- 14 代替進入口とは、建基令第126条の6第2号に規定する開口部をいう。
- 15 700角上下操作式の避難器具とは、空気呼吸器を背負った消防隊員が進入し易いように、通常の避難ハッチの寸法が約600mm×600mmに対して消防隊進入用として寸法を700mm×700mmとし、下階から上階へ進入できる仕様となっているものをいう。
- 16 破壊扉とは、消防隊が携行する資器材により容易に破壊することが可能な玄関扉をいう（別図2参照）。
- 17 認定道路とは、国又は地方自治体が「道路法」に基づいて指定又は認定を行い、維持管理をしている道路。
- 18 開放廊下とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）第2条第6号に規定するものをいう。

第4 消防水利施設

実施基準第4（参考資料1）により指導を行うほか、以下のとおりとすること。

1 既存の消防水利施設を活用する場合

- (1) 大規模建築物の建設計画の事前協議申出書（以下「申出書」という。）に、消防水利施設の位置を明記した図面を添付すること。
- (2) 消防水利施設の位置を特定するための任意の点からの距離（2カ所）、消防水利施設の取水部の中心から半径100m以内で計画敷地全体を包含できることを示す包含線、及び配水管口径（防火水槽にあっては容量）を明記すること。



- ①消防水利施設の取水部分の中心から敷地境界点等までのx、yの距離を明記
- ②配水管口径の明記（防火水槽にあっては容量）
- ③消防水利施設の取水部分の中心から半径100m以内で包含円を明記

図1 消防水利施設記入例

2 消防水利施設を新規に設置する場合

- (1) 消防水利施設の設置指導については、『警防マニュアル第6章2（5）消防水利の設置指導の取り扱い要領、2 大規模建築物建設に係る消防水利の設置指導について』に基づき行うこと。
- (2) 消防水利施設への消防車の接近可否については、別図3を参考に検討すること。
- (3) 前1. (1)及び(2)による。

第5 消防活動空地及びはしご車活動位置

実施基準第5（参考資料1）により指導を行うほか、以下のとおりとすること。（図2、図3）

1 消防活動空地及びはしご車活動位置の設定位置

- (1) 原則として幅員6m以上の道路（歩車道の区別がある場合は、車道）に設定すること。
ただし、所轄消防署において、はしご車の進入、退出及び設定位置の状況が支障ないと認められる場合はこの限りではない。
- (2) 消防活動空地及びはしご車活動位置から、バルコニー又は非常用進入口若しくは代替進入口までの水平距離は、12.5m以下とすること。
- (3) 非常用エレベーターが設置され、建基法による非常用進入口の設置義務がない場合であっても、可能な限り非常用進入口又は代替進入口を設け、それらにはしご車の架梯が可能となるように消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定すること。
- (4) 高さ31mを超え、建基法による非常用進入口の設置義務がない場合であっても、はしご車の有効活動範囲内については非常用進入口又は代替進入口を設けること。
- (5) 2階の床面の高さが地盤面から10m以上の場合は、2階部分にもバルコニー又は非常用進入口若しくは代替進入口を設け、それらにはしご車の架梯が可能となるように消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定すること。
- (6) はしご車の有効活動範囲については、実施基準第5【図5-1】（参考資料1）を参照すること。

2 消防活動空地及びはしご車活動位置の構造

- (1) 消防活動空地及びはしご車活動位置は次の要件を満たす場所に設定すること。

- ア 大きさは5m×11m以上
- イ 勾配（1/20以下、進入路は1/10以下）
- ウ 段差（5cm以下）

- (2) 消防活動空地の表面は、コンクリート、アスファルト、土舗装、タイル張り、インターロッキング舗装又は芝張り等とすること。
- (3) 認定道路（公道）の歩道は、20 t 耐圧されていないので、はしご車の通過のみの設定とし、はしご車活動位置の設定はできないものとする。
- (4) 消防活動空地の耐圧路盤部分と他の部分とは、タイルを埋め込む等、境界を明確にしておくこと。なお、明確にする方法については、計画敷地の状況等を提案し協議を行うこと。

3 消防活動空地への進入方法

消防活動空地への進入口は、次により設けること。

- (1) はしご車が通り抜けできるように原則として2か所設け、双方からの進入を可能にすること。
- (2) 進入口を2か所設けることができない場合は、はしご車が転回するスペースを設けること。ただし、はしご車の進入経路の長さが概ね 50m以内の場合は、転回するスペースの設定を省略することができる。
- (3) はしご車の右左折に必要な隅切り幅員については、実施基準第5【図5-2】（参考資料1）を参照すること。
- (4) はしご車の進入軌跡を明示した図面を申出書に添付し、消防活動空地へ進入できることを確認すること。なお、はしご車の軌跡については、別図4によること。

4 はしご車等の架梯

- (1) はしご車の活動範囲内には機械式駐車場、高速道路等の高架、落下防止の庇及び植栽等による架梯障害がないこと。
- (2) はしご車有効活動範囲の検討については、実施基準第5【図5-1】（参考資料1）によること。
- (3) はしご車の活動範囲内に架空線等がある場合は、申出書内の図面に明記するとともに、その対応策（移設、埋設等）について関係機関と協議し、申出書にその議事録を添付すること。
協議の結果、消防活動空地、はしご車活動位置及びそれらの活動範囲内に架空線が影響する場合は設定できないものとし、第6. 2. (3). イ「破壊扉による措置」を講じること。
- (4) 総合設計制度等で他部局の指導により樹木の配置が必要な場合は、可能な範囲で樹木を低く設けるか、樹木間の間隔を広げる等の措置を講じ、その旨を申出書内の図面に明記すること。

消防活動空地（敷地内に設定の場合）

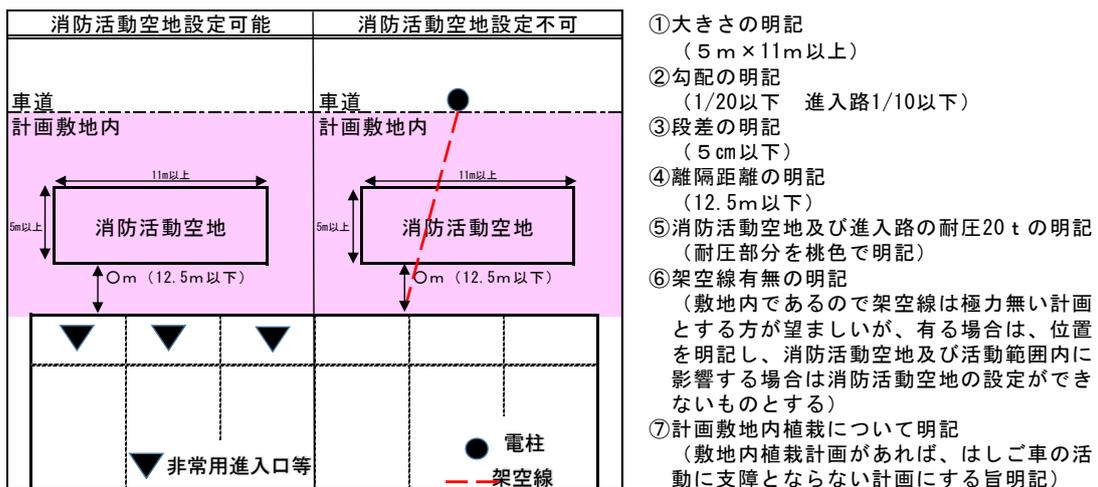


図2 消防活動空地記入例

はしご車活動位置（道路上に設定の場合）

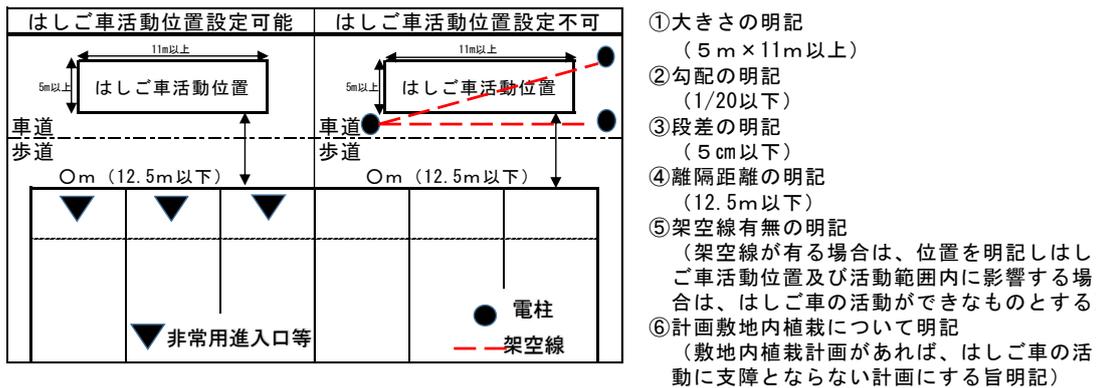


図3 はしご車活動位置記入例

5 その他

(1) 消防活動空地への進入口等にバリカー等を設ける場合は、緊急時、容易に開放できる構造（着脱式のもの、施錠が伴う着脱式のものにはクリッパー等で破壊し開放できる南京錠等での施錠）とすること。また、バリカー等の設置は、原則2か所以内とすること。

(2) 消防活動空地（緊急車両出入口）の表示を行う場合は、以下を参考とすること。

ア 路面表示

路面上に幅20cmの黄線を引き、その中に緊急車両の出入口である旨の表示を行う。

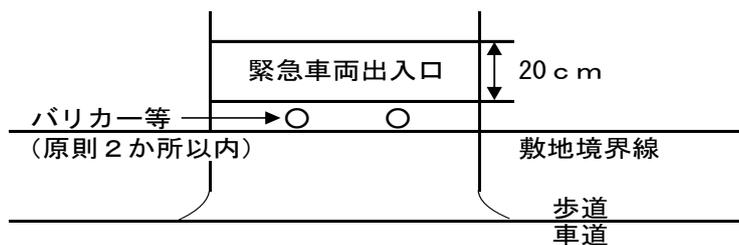
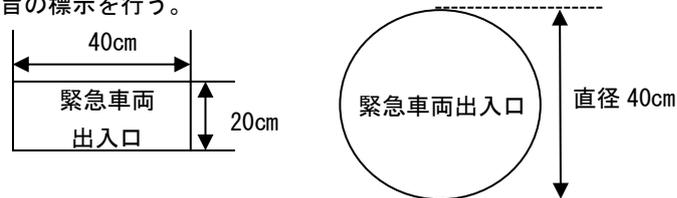


図4 路面標示記入例

イ 標示板

縦及び横がそれぞれおおむね20cm及び40cm又は円の直径40cmの標識を設け、その中に緊急車両の出入口である旨の標示を行う。



※縦書きの場合は、縦40cm横20cmとする。

図5 標示板例

(3) 消防活動空地及びはしご車活動位置の設定について前1～4に該当しない場合は、建物の状況等を勘案し協議を行うこと。

第6 消防隊進入経路

1 共通事項

- (1) 消防隊の進入経路となる共用廊下、エントランス及び避難階段に設置する扉は、空錠、破壊錠等、緊急時に消防隊が速やかに進入できるものとする。なお、オートロックシステムの場合は、非常解錠装置を設けること（24時間有人管理の場合を除く。）。就寝の用に供する用途（ホテル、病院、共同住宅、社会福祉施設等）がない対象物の場合であってオートロックシステムに非常開錠装置を設置しない場合、警備会社等（24時間対応可能）の緊急連絡先を外部から容易に確認できる位置に設置すること。
- (2) 3階以上のバルコニー又は非常用進入口若しくは代替進入口は、次の2から8までに掲げる用途別の基準により設置すること。
- (3) 連続バルコニーとする場合のバルコニー間の隔壁は、緊急時消防隊が速やかに進入できるように容易に破壊できる構造とし、図6に示す寸法が満たされていること。

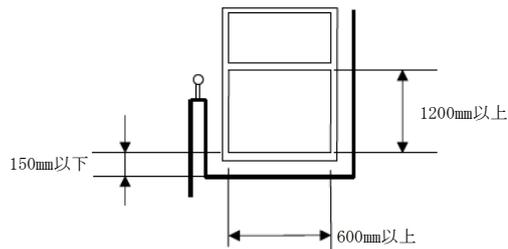


図6

- (4) バルコニーへはしご車が架梯できる場合、バルコニーには、高さ（バルコニーの手すりの上端から天井面）1000mm以上、幅（バルコニーの隔壁間）1500mm以上の空間を確保すること。

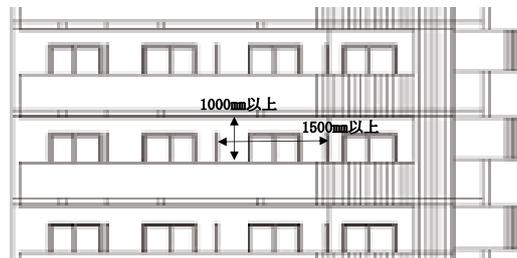


図7

2 共同住宅における消防隊進入経路

- (1) 消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定している場合、3階以上の階ではしご車の架梯が可能な部分には、次のいずれかに該当するバルコニーを設定すること。
 - ア 全てのバルコニーにはしご車の架梯を可能とすること。

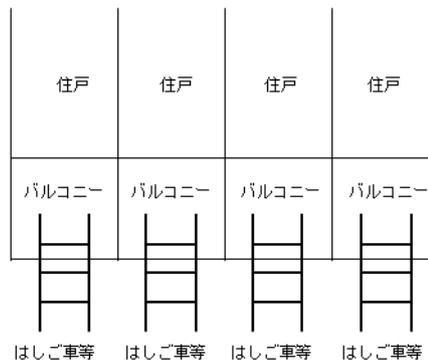


図8

イ 連続バルコニーの両端部にはしご車の架梯を可能とすること。

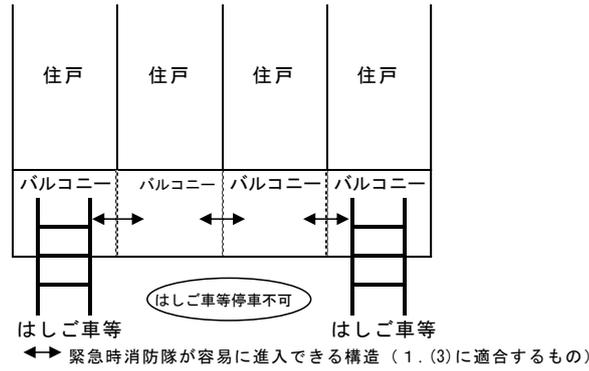


図 9

ウ 連続バルコニーの一端部のみはしご車の架梯が可能な場合は、もう一方の端部を共用廊下若しくは避難階段に接続するか又は 700 角上下操作式避難器具を設けること。

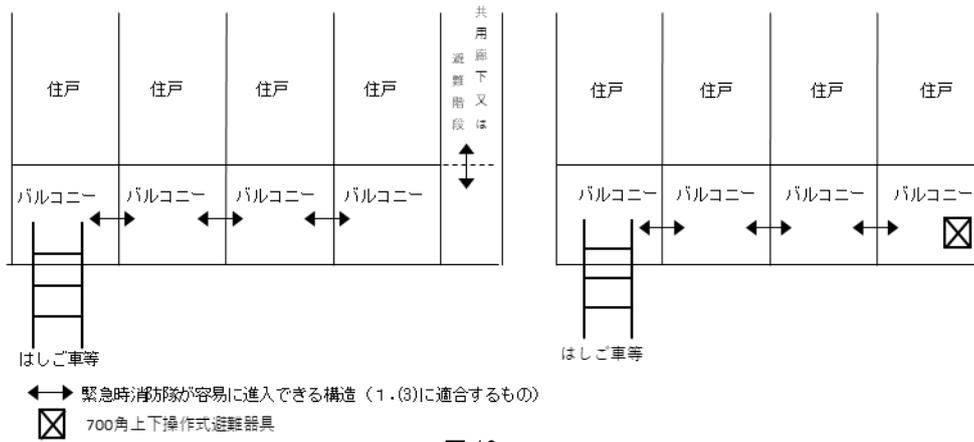


図 10

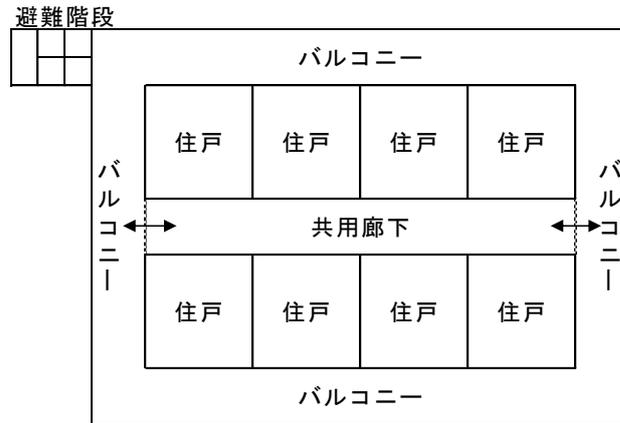
エ はしご車が最上階のみ架梯できない場合は、最上階のバルコニーに 700 角上下操作式避難器具を設置すること（連続バルコニーにあっては両端部に設置すること）で対応できるものとする。

オ 連続バルコニーに該当しない独立したバルコニーは、はしご車による架梯を可能にするか又は共用廊下若しくは避難階段と接続すること。ただし、次のいずれかに該当するサービスバルコニー（室外機の設置等を目的としたバルコニーをいう。）にあっては、消防隊が進入する措置を講じないことができる（開口部が代替進入口となるものを除く。）。

- (ア) 腰窓（床面から開口部の下端までの高さは 800 mm 以上。）の場合。
- (イ) 避難器具を設置する場合（600 角避難器具等）。

(2) 消防活動空地及びはしご車活動位置を設定できない場合又は、はしご車の架梯ができない部分は、次のいずれかの措置を講じること。

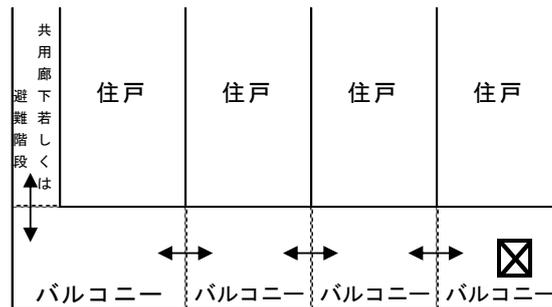
ア 全周バルコニーを設けること。



←→ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造（1.(3)に適合するもの）

図 11

イ 連続バルコニーの端部を共用廊下又は避難階段と接続し、もう一方の端部に 700 角上下操作式避難器具を設けること。



☒ 700角上下操作式避難器具

←→ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造（1.(3)に適合するもの）

図 12

(3) 前各号によることが困難な場合は、次のいずれかの措置を講じること。

ア 1住戸通過による措置

共用廊下、玄関ポーチ等と接続するバルコニーから端部の1住戸(端部の住戸への進入は原則として掃き出し窓を破壊して行う。)を通過して、端部のメインバルコニーに進入し、隣接する住戸のバルコニーへ至るものとし、次のいずれかによること。

(7) 連続バルコニーの一方の端部のみはしご車の架梯が可能な場合は、もう一方の端部に1住戸通過による措置を講じること。

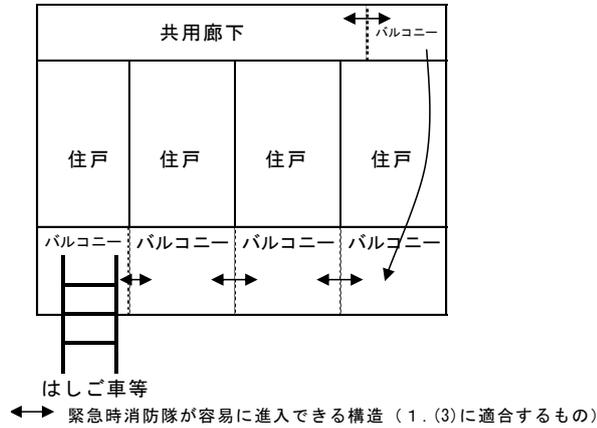


図 13

(イ) 連続バルコニーの一方の端部を共用廊下又は避難階段と接続し、もう一方の端部に1住戸通過による措置を講じること。

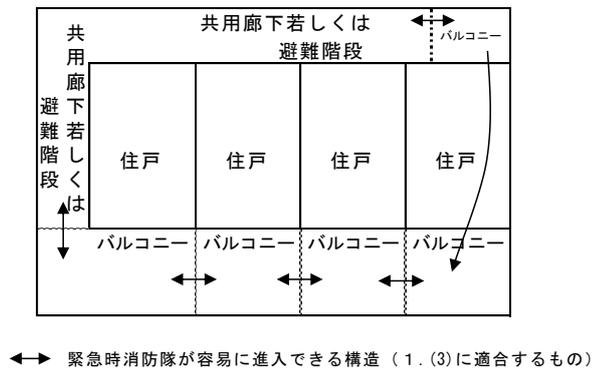


図 14

(ウ) 連続バルコニーの一方の端部に 700 角上下操作式避難器具を設け、もう一方の端部に1住戸通過による措置を講じること。

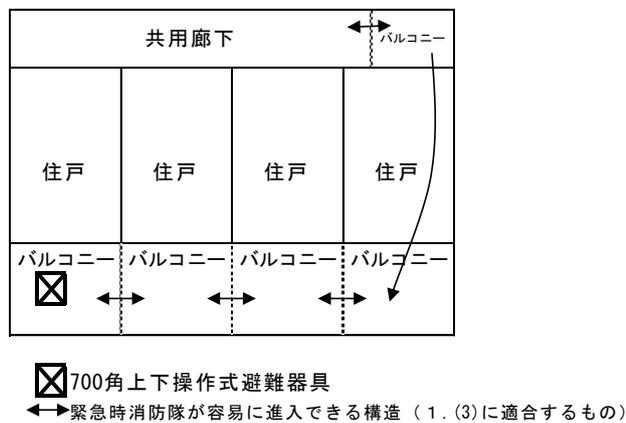
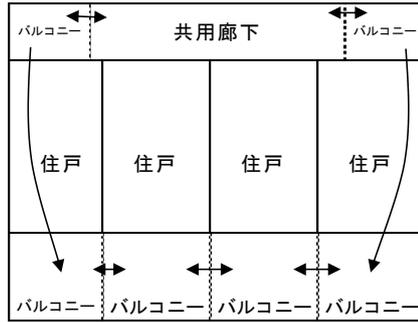


図 15

(I) 連続バルコニーの両端部に1住戸通過による措置を講じること。



↔ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1. (3)に適合するもの)

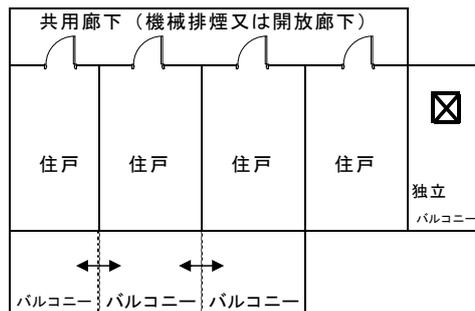
図 16

イ 破壊扉による措置

玄関扉を破壊扉(別図2参照)とし廊下の排煙方法に応じて次の措置を講じること。なお、破壊扉を設置する場合は、採用階以上のすべての階にフロア単位で設置すること。この場合、申出書に扉の詳細図(姿図及びスリット部分の詳細図)を添付すること。

(7) 機械排煙設備を設けた共用廊下又は共用廊下が開放廊下の場合

各住戸のバルコニーを連続バルコニーとすること。連続バルコニーとすることができない場合は、独立したバルコニーに700角上下操作式避難器具を設置すること。



破壊扉

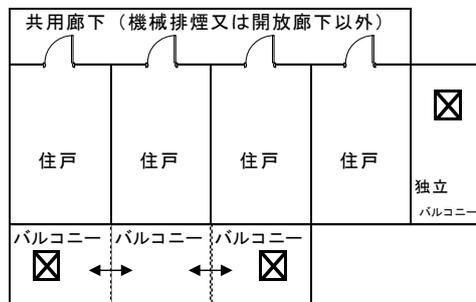
700角上下操作式避難器具

↔ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1. (3)に適合するもの)

図 17

(イ) 前(7)以外の共用廊下の場合

各住戸のバルコニーを連続バルコニーとし、両端部に700角上下操作式避難器具を設置すること。連続バルコニーとすることができない場合は、独立したバルコニーに700角上下操作式避難器具を設置すること。



破壊扉

700角上下操作式避難器具

↔ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1. (3)に適合するもの)

図 18

3 ホテルにおける消防隊進入経路

(1) 消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定できない場合、3階以上の階ではしご車の架梯が可能な部分には、次のいずれかに該当するようバルコニーを設定すること。

ア 全ての就寝の用に供する客室のバルコニーにはしご車の架梯を可能とすること。

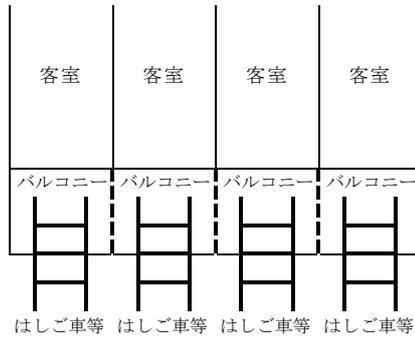


図 19

イ 就寝の用に供する客室の連続バルコニーの両端部にはしご車の架梯を可能とすること。

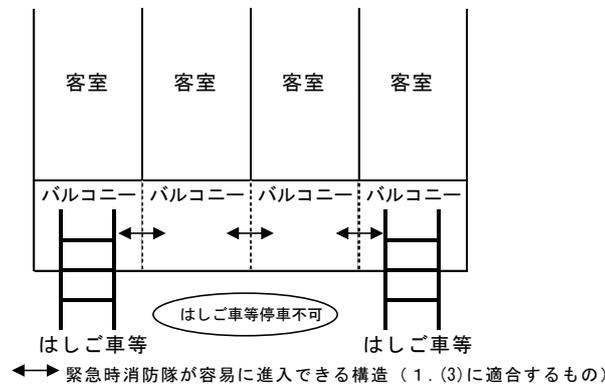


図 20

ウ 就寝の用に供する客室の連続バルコニーの一方の端部のみはしご車の架梯が可能な場合は、もう一方の端部を共用廊下若しくは避難階段と接続すること。又はもう一方の端部に 700 角上下操作式避難器具を設けること。

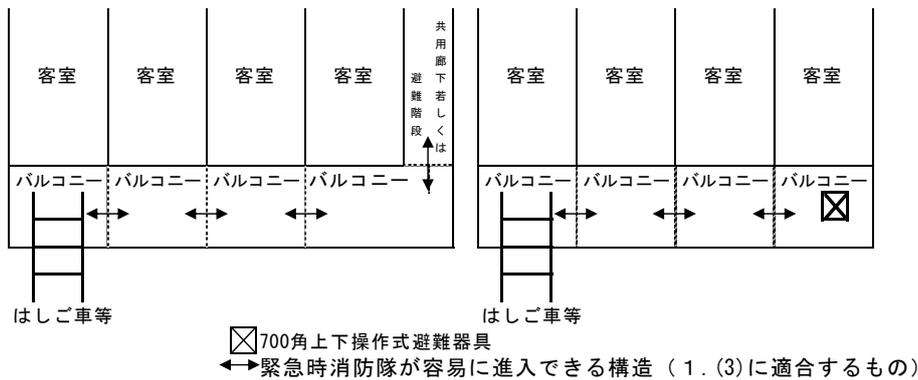


図 21

エ 連続バルコニーに該当しない独立したバルコニー（就寝の用に供する客室に設けるもの）は、次のいずれかの措置を講じること。

- (ア) はしご車による架梯を可能にすること。
- (イ) 共用廊下又は避難階段と接続すること。
- (ウ) バルコニーに700角上下操作式避難器具を設けること。

※ただし、2.(1).オ.(ア)又は(イ)に該当するサービスバルコニーにあつては、消防隊が進入する措置を講じないことができる（開口部が代替進入口となるものを除く。）。

(2) 消防活動空地及びはしご車活動位置を設定できない場合又は、はしご車の架梯ができない部分は、次のいずれかに該当するようにバルコニーを設定すること。

ア 就寝の用に供する客室のバルコニーを、全周バルコニーとすること。

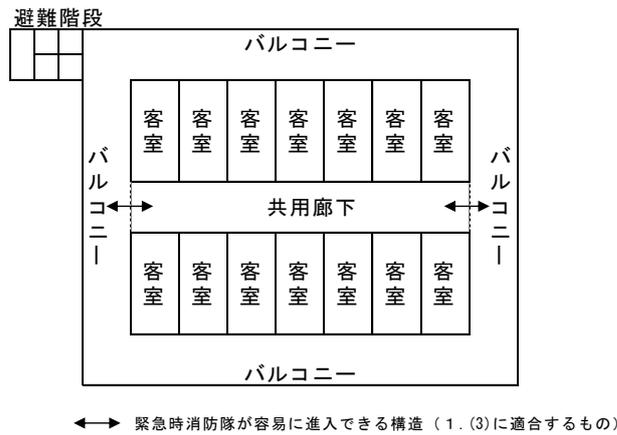


図 22

イ 就寝の用に供する客室の連続バルコニーの一方の端部を共用廊下又は避難階段と接続し、もう一方の端部に700角上下操作式避難器具を設けること。

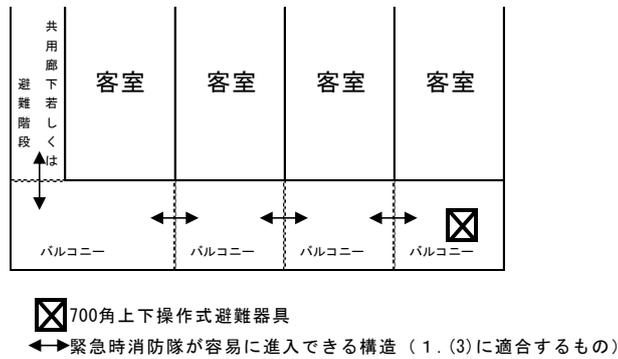
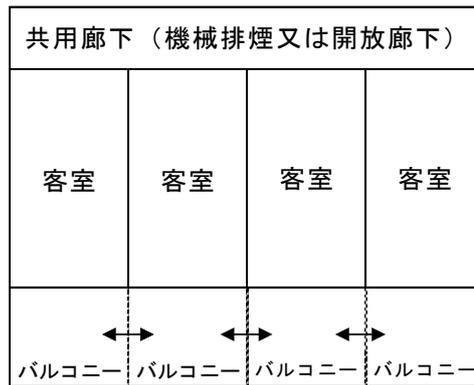


図 23

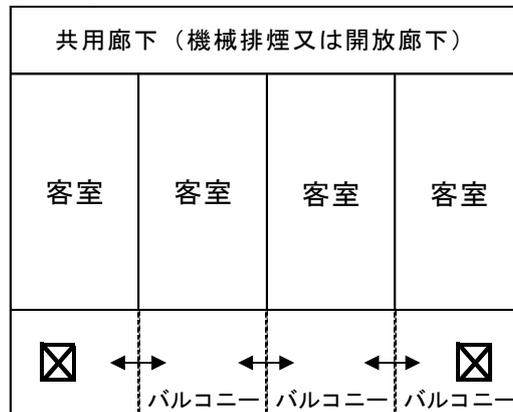
ウ 就寝の用に供する客室の存する階の共用廊下に機械排煙設備を設け又は共用廊下を開放廊下とし、各客室のバルコニーを連続バルコニーとすること。



↔ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1. (3)に適合するもの)

図 24

エ 就寝の用に供する客室の存する階の共用廊下に機械排煙設備を設けない場合、かつ、共用廊下が開放廊下ではない場合は、各客室のバルコニーを連続バルコニーとし、両端部に 700 角上下操作式避難器具を設けること。



↔ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1. (3)に適合するもの)

☒ 700角上下操作式避難器具

図 25

(3) 就寝の用に供する客室にバルコニーを設けることができない場合は、当該客室の存する階の共用廊下に機械排煙設備を設け又は共用廊下を開放廊下とし、原則として当該客室の窓にはしご車の架梯を可能とすること。

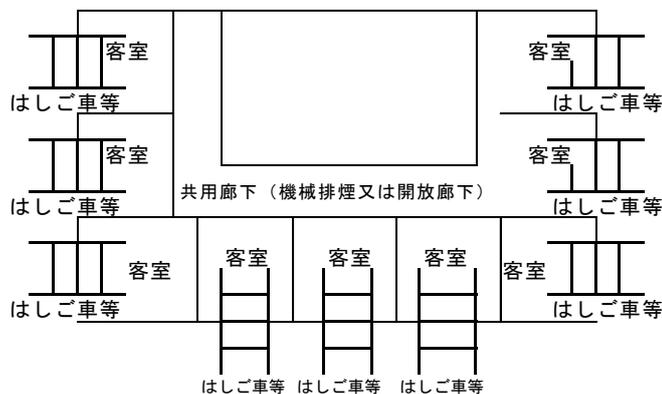


図 26

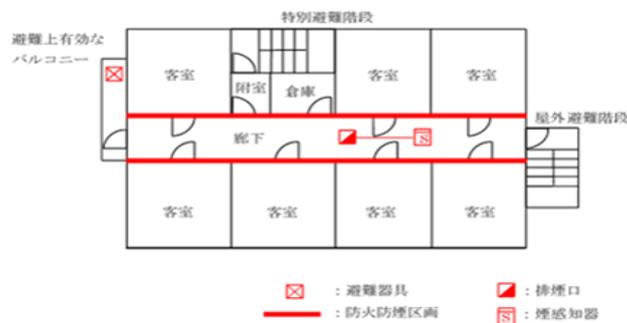
《参考》

「高層建築物等に係る防災指導基準」では、避難上及び消防活動上支障ない措置を講じたホテルについては、客室に面して一時避難場所（バルコニー等）を設けないことができるとしている。

高層建築物等に係る防災指導基準第2.2.(2).イ

全館にスプリンラー設備を設けたもので、かつ、次の措置が講じられているもの

- (7) 特別避難階段、屋外避難階段又は告示第7号階段を2以上設けること。
- (4) 消防隊進入経路又は避難経路となる廊下は簡明な配置とし、かつ、その廊下の両端部は、前記アにより設ける階段又は建基令第121条第1項第3号及び第6号に規定する構造の避難上有効なバルコニーに接続させること。
- (ウ) 消防隊進入経路又は避難経路となる廊下と就寝の用に供する客室との間は、防火防煙区画を行うこと。
- (イ) 消防隊進入経路又は避難経路となる廊下には、建基令第126条の3に規定する排煙設備（機械排煙に限る。）を設けること。なお、当該排煙設備は、当該廊下に設けられる煙感知器の作動と連動して起動するもので手動開放装置を併設したものとすること。



4 事務所における消防隊進入経路

- (1) 避難階段と相反する位置に、バルコニー又は非常用進入口若しくは代替進入口を消防隊の活動上有効な位置に設け、それらにはしご車の架梯が可能となるように消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定すること。

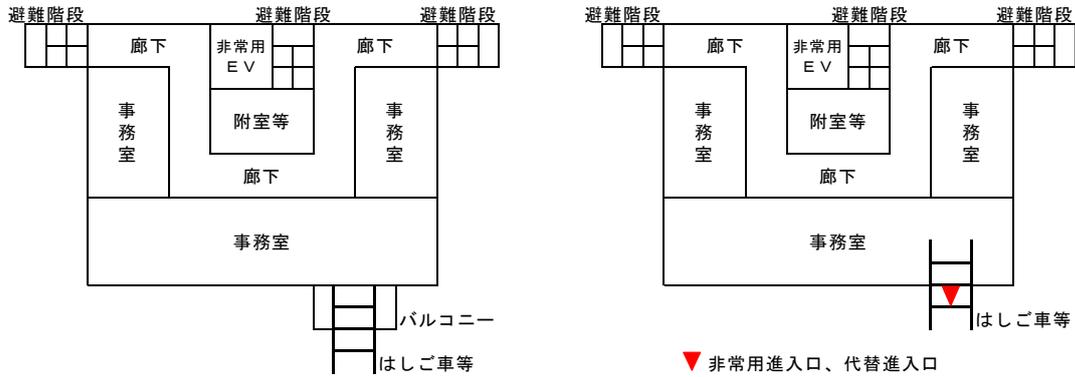


図 27

- (2) 消防活動空地及びはしご車活動位置を設定できない場合は、避難階段を消防隊の活動上有効な位置に設けること。

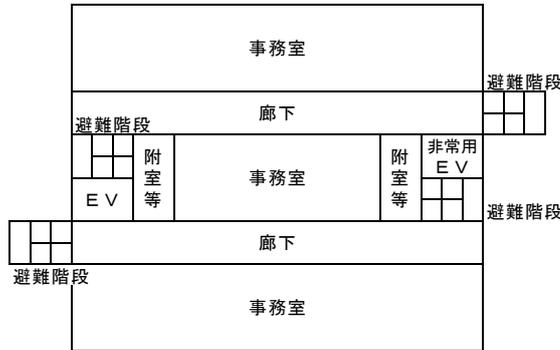


図 28

5 倉庫、工場及び作業場における消防隊進入経路

- (1) 進入用階段等の位置を考慮し、2階以上にバルコニー又は非常用進入口若しくは代替進入口を消防隊の活動上有効な位置に設け、それらにはしご車の架梯が可能となるように消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定すること。

なお、進入用階段等の位置については、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設けること。

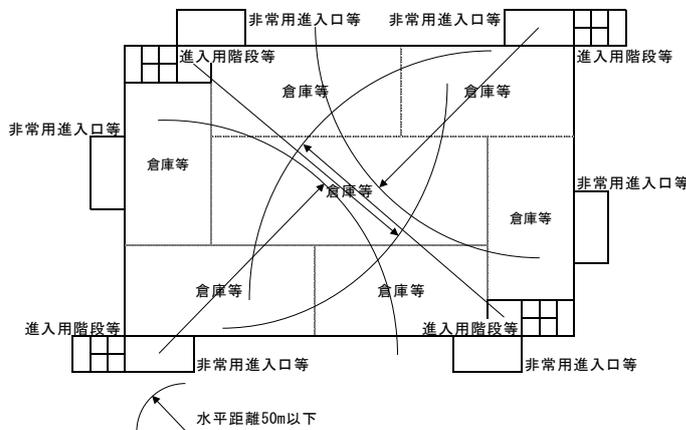


図 29

- (2) 上記措置に加え「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」(参考資料2)を参考に指導すること。

6 物販店舗における消防隊進入経路

- (1) 避難階段と相反する位置に、バルコニー又は非常用進入口若しくは代替進入口を消防隊の活動上有効な位置に設け、それらにはしご車の架梯が可能となるように消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定すること。

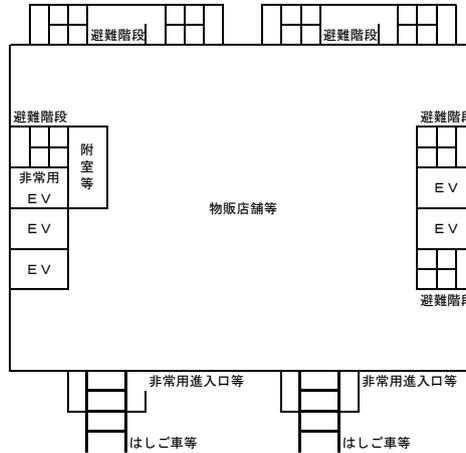


図 30

- (2) 消防活動空地及びはしご車活動位置を設定できない場合は、避難階段を消防隊の活動上有効な位置に設けること。

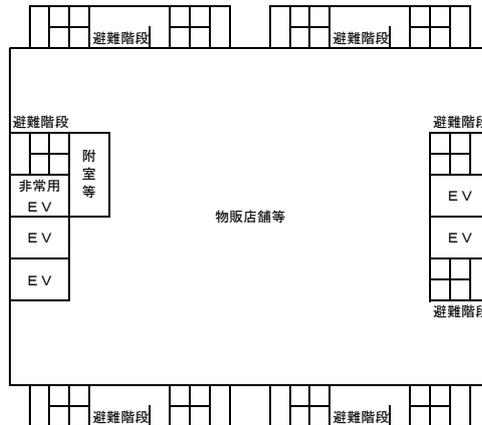


図 31

7 学校における消防隊進入経路

- (1) 消防活動空地又は、はしご車活動位置を設定し、すべての教室にはしご車の架梯を可能とすること。

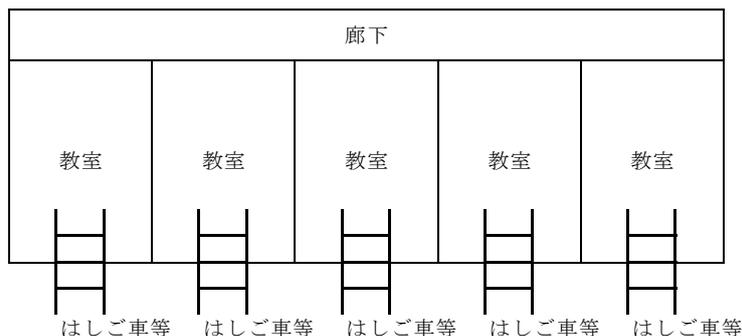


図 32

(2) 消防活動空地及びはしご車活動位置を設定できない場合は、避難階段を消防隊の活動上有効な位置に設けること。



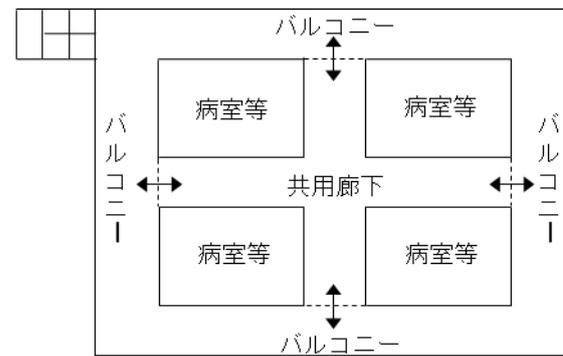
図 33

8 社会福祉施設等における消防隊進入経路

消防活動空地及びはしご車活動位置の設定の有無に関わらず、次のいずれかに該当するようにバルコニーを設定すること。

なお、バルコニー幅員は、車椅子及び担架が通過できるように概ね 1000 mm 以上とし、車いす及び担架の利用に支障となるような段差は設けないこと。

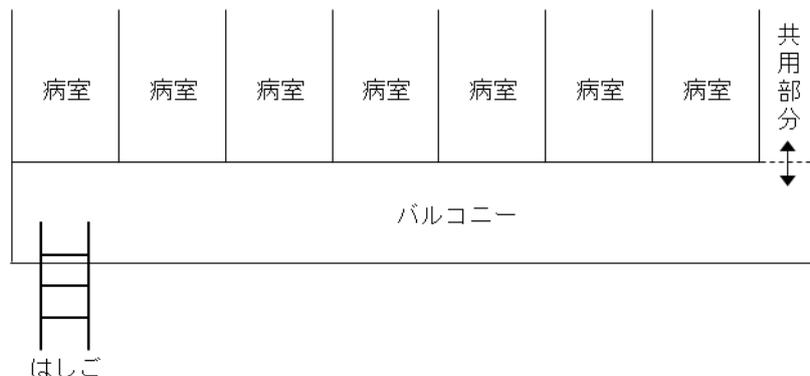
ア 就寝の用に供する病室・療養室のバルコニーを、全周バルコニーとすること。



←→ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1.(3)に適合するもの)

図 34

イ 就寝の用に供する病室・療養室のバルコニーを連続バルコニーとし、連続バルコニーの一方の端部を廊下、避難階段、デイルーム、火気使用のない食堂等の共用部分又は共用室と接続し、もう一方の端部は、はしご車の架梯を可能とすること。



←→ 緊急時消防隊が容易に進入できる構造 (1.(3)に適合するもの)

図 35

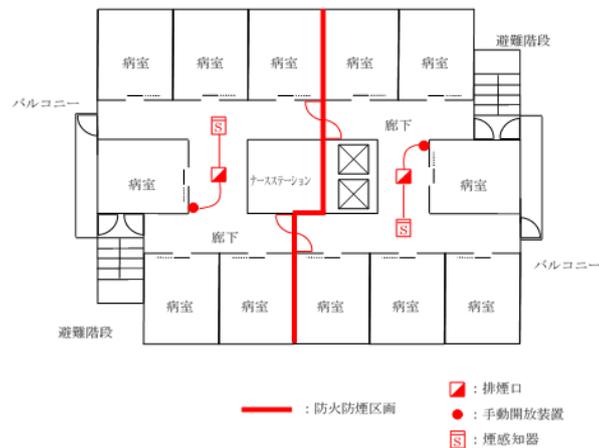
《参考》

「高層建築物等に係る防災指導基準」では、避難上及び消防活動上支障ない措置を講じた病院・社会福祉施設等については、病室に面して一時避難場所（バルコニー等）を設けないことができるとしている。

高層建築物等に係る防災指導基準第2.2.(2).ウ

全館にスプリンラー設備を設けたもので、かつ、次の措置が講じられているもの

- (7) 廊下は簡明な配置とし、かつ、廊下の両端部は、特別避難階段、屋外避難階段、告示第7号階段又はバルコニー（特別避難階段、屋外避難階段又は告示第7号階段に接続されているものに限る。）に接続させること。
- (イ) 1の階を、特別避難階段、屋外避難階段又は告示第7号階段を含む2以上の区域に防火防煙区画し、かつ、区域間相互に避難を行うことにより、安全な避難が行える構造のものとする。
- (ウ) 前(イ)により設ける防火防煙区画は、全階とも水平避難計画上一の位置に設けること。
- (エ) 廊下には、建基令第126条の3に規定する排煙設備（機械排煙に限る。）を設けること。なお、当該排煙設備は、当該廊下に設けられる煙感知器の作動と連動して起動するもので手動開放装置を併設したものとすること。
- (オ) 上記アにより設けるバルコニー及び上記イにより設ける防火防煙区画に用いる防火設備は、車いす又は担架の利用に支障のない構造のものとする。



※ 出火区域から非出火区域へ一時的に避難した後、当該区域内に存する避難階段を使用し安全に避難することができる水平避難方式とすること

9 前2～8に該当しない場合は、建物の状況を勘察し協議を行うこと。

第7 防災センター

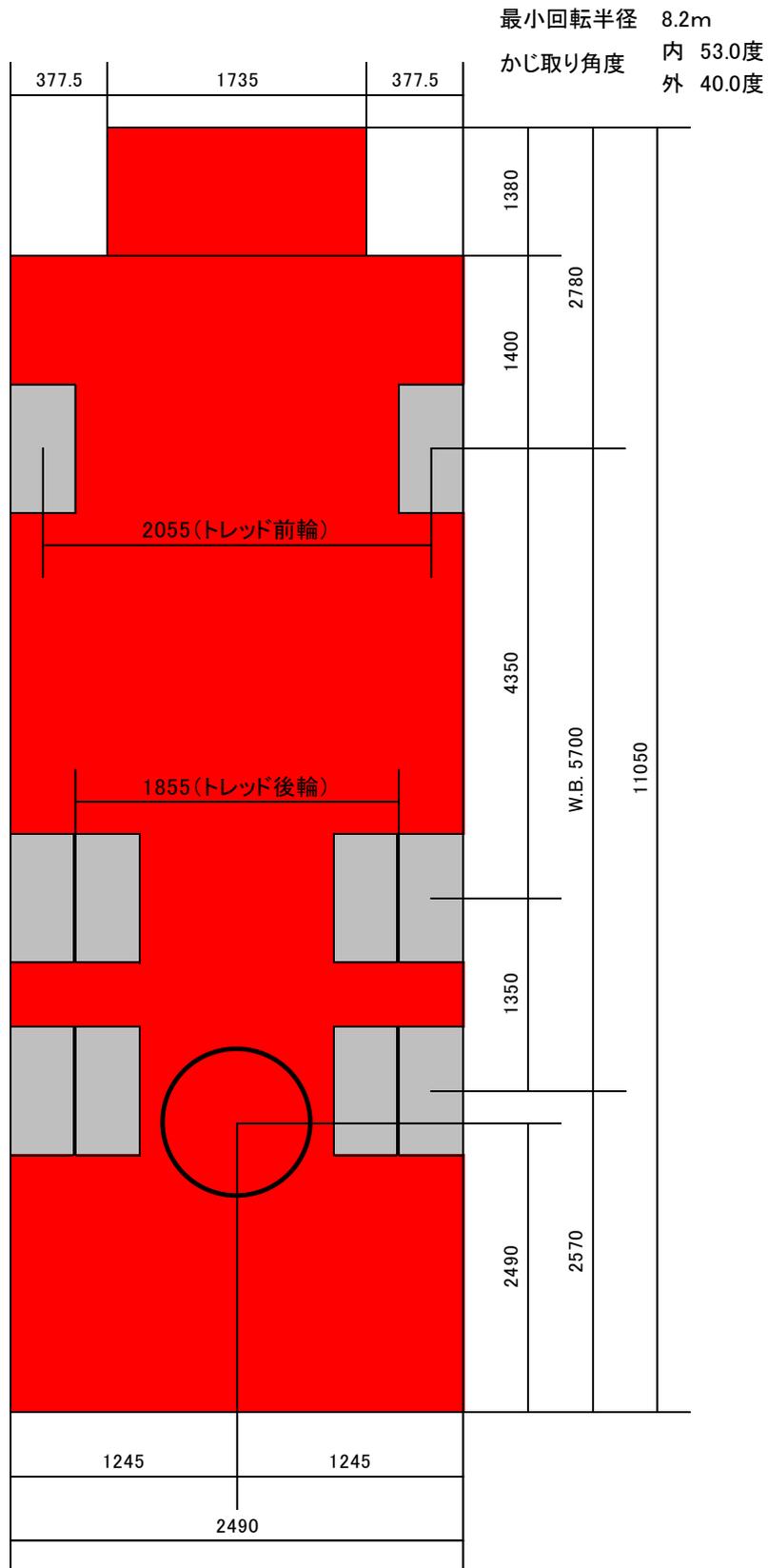
- 1 避難階又はその直上階若しくは直下階で、消防活動上有効な位置に設けること。
- 2 道路等から防災センターへ直接又は他の部分と防火防煙区画された通路等を経て容易に進入できること。
- 3 複数の防災センターを設ける場合は、相互に連携した活動ができる機能を有すること。
- 4 夜間等無人となる場合については、防災センターの出入り口を自動火災報知設備の作動と連動して解錠する電気錠を設けたものとする。
- 5 上記1～4に該当しない場合は、建物の状況を勘案して、協議を行うこと。

第8 準大規模建築物

実施基準第17（参考資料1）に基づく協議依頼があった場合、以下のとおり指導すること。

- 1 消防水利施設整備の要否について
当手引き第4.1.(1)及び(2)に示す図面を作成させ確認すること。
- 2 提出書類について
以下に示す書類を提出させ、(1)については協議済の押印をした後、1部返付すること。
 - (1) 当局と協議した協議経過書（2部）
 - (2) 上記1(1)の図面（1部）
 - (3) 準大規模建築物の建設計画届出書（1部）
 - (4) 平面図・立面図・断面図（各1部）

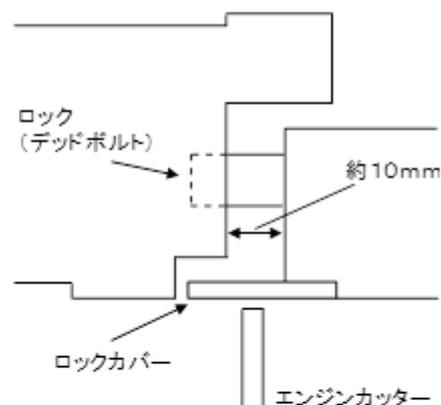
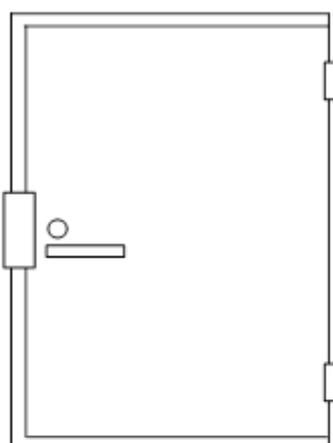
はしご車詳細図



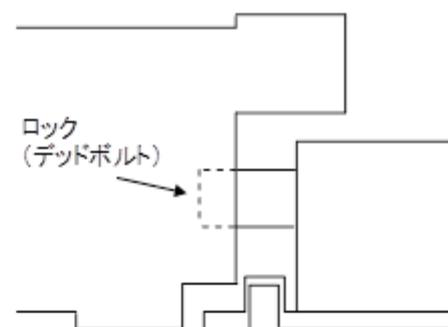
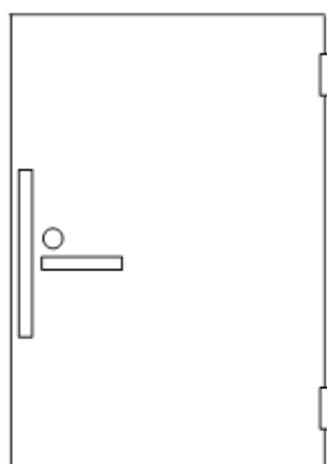
※ はしご車の通行には、幅員3.5m(両サイド50cm程度の余裕)、高さ4mを要する。

破壊扉構造図

[例1]



[例2]



長さ 30 cm程度、幅
5 mm以上のスリ
ット (凹部)

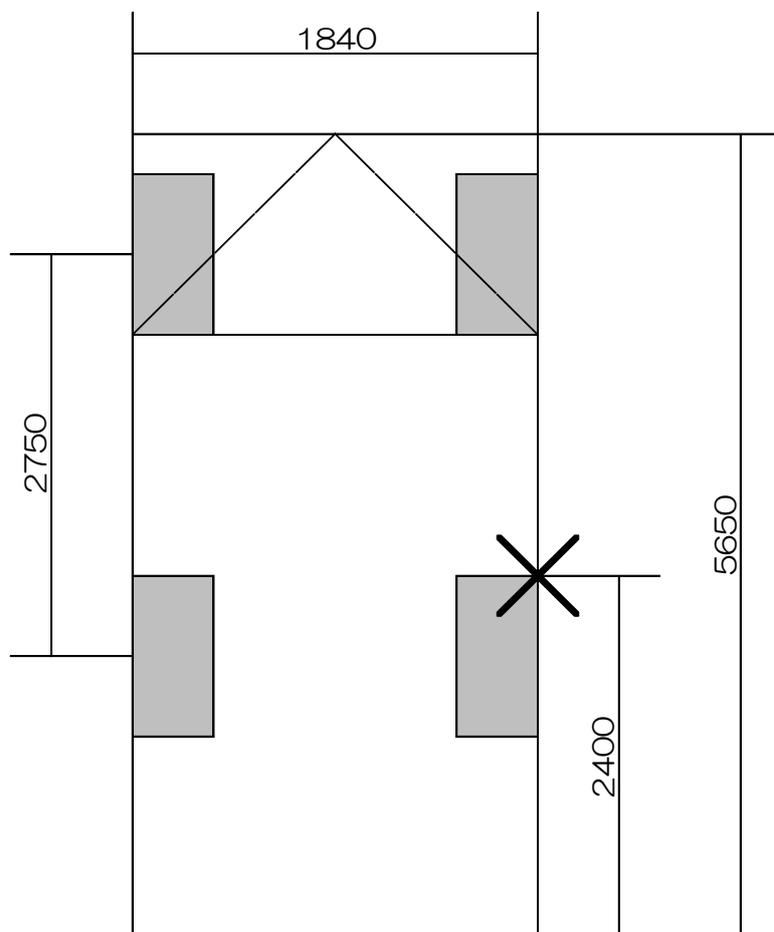
デッドボルトを中心に、長さ 30 cm程度、幅 5 mm以上のスリット (凹部) を設ける。エンジンカッターの刃をこの溝に入れてデッドボルトをカットする。

- * ドアと枠との隙間は、通常 5 mm程度であるが、エンジンカッターの刃が入るように 10 mm程度にする。
- * ロックカバーの無い部分の隙間にカッターの刃を入れ、ロックカバーとデッドボルトを同時にカットする。

(例1)

- * 例1の扉の場合、隙間が目立つため、例2の扉のように隙間全体をドアパネルで覆い、デッドボルトの部分に薄い金属板等で溝をつけた構造の扉もある。溝の中央部分にデッドボルトがあるので、その溝にカッターの刃を入れカットする。

消防車詳細図



✕ 吸管の基点
この部分より、5 m 及び 2 m を考慮

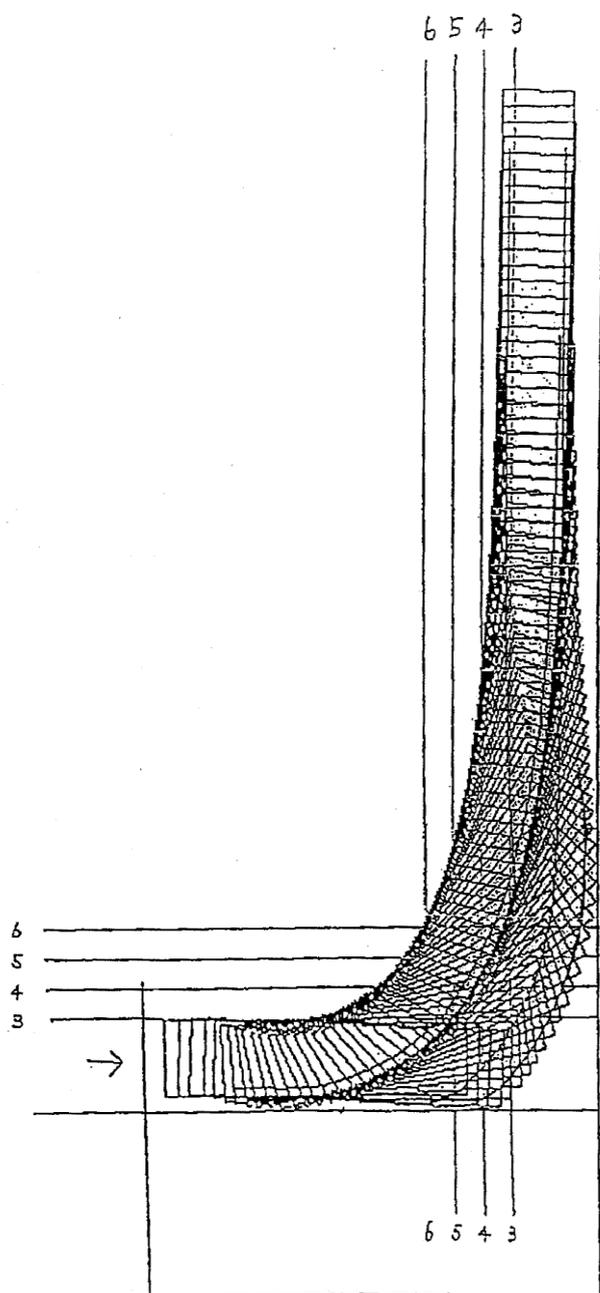
最小回転半径：5.1m

高さ：3 m 以上

通路幅員：3 m 以上

車両重量 8 t 以上に耐えるもの

軌跡図



※ はしご車の通行に必要な幅員は、両サイド50cm程度の余裕を取り3.5m必要

大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抜粋）

（適用対象）

第2条 この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

- (1) 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの
- (2) 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上の高さが10メートル以上のもの
- (3) 延べ面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの

（消防水利施設）

第10条 事業者は、市の定める基準により、建設計画区域内に消防水利施設を設置する。

（消防活動に必要な空地等）

第11条 事業者は、市の定める基準により、建設計画区域内において消防及び救急活動を行うために必要な道路、通路、空地等を設ける。

（準大規模建築物）

第32条 第2条の適用対象に該当しない建築物のうち、敷地面積1,000平方メートル以上となる建築物については、別に定める基準により公共・公益施設等との均衡調整を図るものとする。

大規模建築物の建設計画の事前協議に関する
取扱要領実施基準（抜粋）

（消防水利施設）

第4 要領第10条に基づく消防水利施設の設置基準は、次の各号に定めるところによる。

1 一般的事項

建設計画区域内には、本市と協議のうえ、消防関係法令に基づく防火対象物に設置する水利施設のほか、本基準による消防水利施設を設け、維持すること。ただし、建設計画区域内又はその周辺に「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第1項及び第2項に基づく既存の公設消防水利施設があり、当該消防水利施設が、次の第3号により算定した有効範囲内に包含される区域については、その設置を省略することができる。

2 消防水利施設の構造

消防水利施設は、原則として、耐震性を有する防火水槽とし、その容量は40立方メートル以上とすること。ただし、本市が維持管理上支障がないと認めた場合は、取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続して40分以上の給水能力を有する消火栓をもって、防火水槽に代えることができる。

3 消防水利施設の配置

消防水利施設は、当該建設計画区域内の各部分から一つの消防水利施設に至る距離が100メートル以下となるように設けること。

（消防活動に必要な空地等）

第5 要領第11条に基づく建設計画区域内の火災等に際するはしご車、空中放水車及び放水搭車（以下「はしご車等」という。）が進入して消防活動を行うために必要な通路又は空地（以下「消防活動空地」という。）、道路（以下「はしご車活動位置」という。）の設置基準並びにヘリコプターが消防活動を行うために必要な緊急離着陸場及び緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）の設置基準は、次の各号に定めるところによる。

1 消防活動空地及びはしご車活動位置

消防活動空地及びはしご車活動位置は、はしご車等による消防活動が最も効果的に行われるように、次に掲げる位置に設けること。

- (1) はしご車等が容易に進入できる位置であること。
- (2) はしご車等が消防活動空地の進入口の部分に、原則として2方向から進入できること。
- (3) はしご車等

がバルコニー、非常用の進入口又はこれに替わる開口部へ有効に架梯できる位置であること。

- (4) 建築物の各部分は、消防活動空地及びはしご車活動位置との距離が、図5-1に定めるはしご車の有効な活動範囲内にあるものとし、その空間にははしご車の伸長に支障となる工作物、架空電線等がないこと。ただし、これによりがたい場合は、別途協議すること。

2 消防活動空地及びはしご車活動位置の構造

- (1) 消防活動空地及びはしご車活動位置の構造は、車両重量20トンに耐えるものとし、はしご車等が進入した場合、車両のすべり、めり込み等の現象を起こさない堅固な構造とすること。
- (2) 消防活動空地及びはしご車活動位置の路面は、平坦とし、傾斜を設ける場合は、勾配を20分の1以下とすること。ただし、道路等への進入口の部分で道路法（昭和27年法律第180号）による道路と建設計画区域に高低差があるときに設ける通路の勾配は、10分の1以下とすること。
- (3) 消防活動空地及びはしご車活動位置に段を設けるときは、段の高さを5センチメートル以下とすること。

- (4) 主要幹線道路から建設計画区域内に通ずる道路には、高さ4メートル以下の高架等の障害がないこと。
- 3 消防活動空地及びはしご車活動位置の幅員
- (1) 消防活動空地及びはしご車活動位置は、はしご車等が有効に活動できるように、5メートル以上の幅員を有するものとし、幅員の不明確な場所のないように努めること。
- (2) 消防活動空地及びはしご車活動位置においては、はしご車等が右折または左折するため道路等の幅員に応じて、図5-2に定める数値以上の隅切りをすること。
- 4 緊急離着陸場等の設置建築物及び構造
- 軒高45メートルを超える建築物で非常用エレベーターの設置を要するもの又は高度医療施設にあっては、別に定める「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導基準」及び「同設置基準細目」により、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等を設置するものとする。
- 5 その他
- 屋上に広場を有する建築物にあっては、主要な階段の1以上を当該広場まで連続させること。ただし、開放廊下を有する共同住宅の場合はこの限りでない。

(適用の緩和等)

- 第11 要領第2条の適用及び第6条並びに第11条の適用の緩和については、次の各号に定めるところによる。
- 1 工期が数次にわたる建設計画については、原則として、その各工期における建設計画が要領第2条に定める適用対象規模に至らない場合であっても、全工期における建設計画が要領第2条に定める適用対象規模に達する場合には、要領を適用する。
- 2 共同住宅の場合で、1住戸の床面積が35平方メートル以下の住宅は、要領第2条に定める住宅戸数に算入しない。
- 3 要領第2条に定める延べ面積は、建築基準法に定める容積対象面積とする。
- 4 次のいずれかに該当する建設計画で、本市が公共・公益施設等の関連において影響が少ないと認めるものについては、要領第2条の規定にかかわらず、要領は適用しない。
- (1) 要領実施時(昭和49年5月1日)に現に存する建築物(住宅を除く。)、または、過去に要領第4条に定める協議を行い工事が完了している建築物(住宅を除く。)に対する増築で、増築後の建設計画の区域内の建築物の延べ面積の合計が、増築前の1.5倍を超えないもの。なお、増築前の延べ面積は、要領実施時に現に存する建物の延べ面積または、過去に要領第4条に定める協議を行い工事が完了している時点の延べ面積をいう。
- (2) 機械製作工場、卸売市場の上屋又はスポーツ施設等
- (3) 敷地面積に対して建築物の規模が著しく小さいもの。
- (4) その他、用途規模が(1)、(2)、(3)の規定に準ずると判断したもの。
- (5) 建築基準法第85条の適用を受ける仮設建築物。
- 5 接道の原則の緩和
- 次のいずれかに該当し、本市が、通行上、避難上及び消防活動上支障がないと認めるものについては、要領第6条の規定を緩和することができる。
- (1) 幅員5.4メートル以上の既設の道路法による道路で、拡幅することにより、6.0メートル以上の「道」を確保できるもの。
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による道路
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に規定する道路で、幅員が6.0メートル以上のもの。
- (4) 建設計画の用途、規模周辺への影響が少なく、かつ、必要な措置がなされているもの。
- (5) 接続する道路の拡幅が、既成市街地にあること等により極めて困難であるが、当該道路及びそれに接する部分が次に定める各基準に適合しており、開発により周辺地域の環境改善が十分に図られると認められるもの。ただし、住宅の用に供する目的で行う建設計画の場合、区域の規模にかかわらず、要領第20条(地区施設)の規定の適用を受けるものとする。
- ア 主要道路から当該建設計画区域に至る道路が次のいずれかに該当すること。
- (7) おおむね直線でその距離が300メートル以内で幅員が5.0メートル以上あり要所に対面通行上、有効なスペースがあること。
- (イ) 大部分の幅員が6.0メートル以上有り、狭隘部分の延長が50メートル以内で見通し良く、かつ、幅員が5.0メートル以上あること。
- (ウ) 5.0メートル以上の幅員があり、一方通行、信号機の設置等の交通規制により、円滑な通行が確保されていること。
- イ 当該建設計画区域の道路に接する部分は、拡幅することにより6.0メートル以上の「道」として確保すること。
- (6) 既存建築の改築又は建て替え等で、従前の用途、利用形態が変わらないもの。
- 6 建設計画区域の面積、敷地の形状、周辺の道路状況、計画建築物の配置状況、規模、用途等を総合的に判断して、建築物側で安全性が確保されており、消防活動上支障がないと認める場合は、要領第11条の規定を適用しないことができる。

図5-1 41mはしご車有効活動範囲図

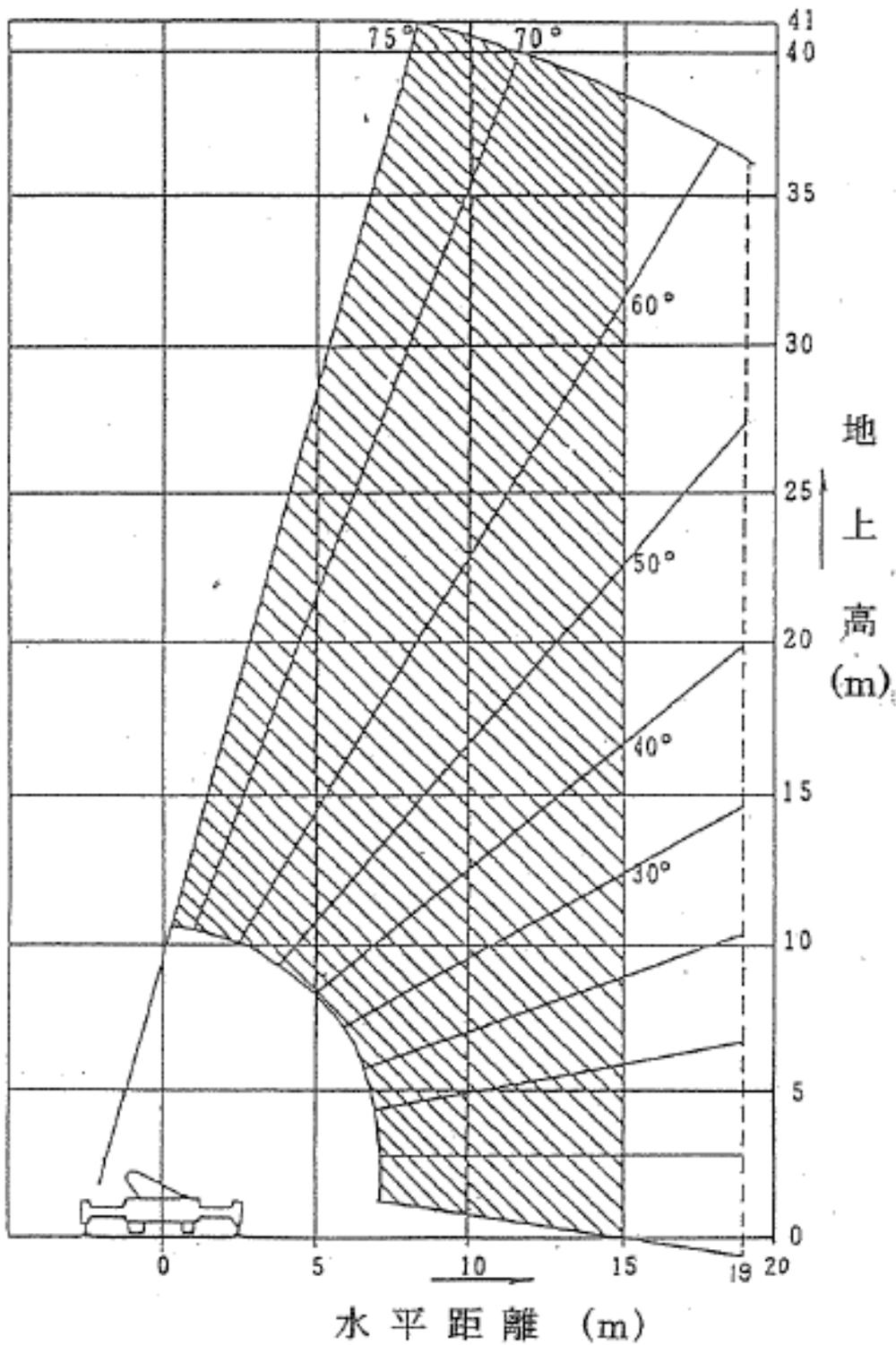
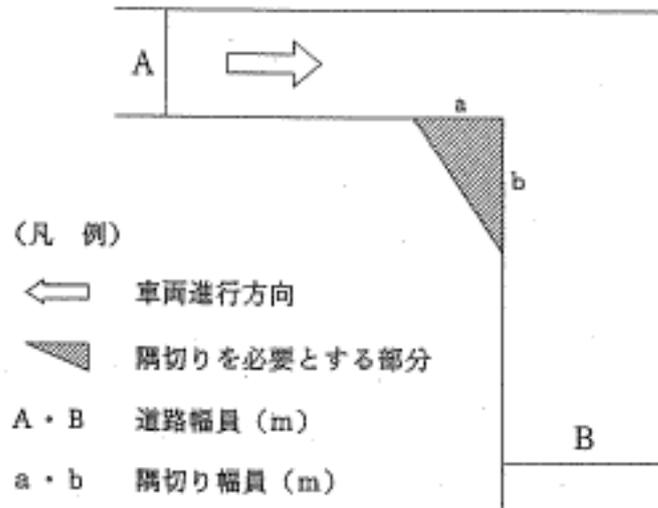


図5-2 道路幅員と隅切り幅員



		B の 幅 員 (m)																			
		4.0		4.5		5.0		5.5		6.0		6.5		7.0		7.5		8.0		8.5	
		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
A の 幅 員 (m)	4.0	4.5	8.0	4.0	6.5	3.5	5.0	3.0	4.0	2.5	3.0	2.0	2.0	1.6	1.8	1.2	1.2	0.6	0.7	0.1	0.8
	4.5	3.8	7.5	3.3	6.0	2.8	4.5	2.3	3.5	1.8	2.5	1.3	1.5	1.0	1.3	0.5	0.7	0.1	0.2		
	5.0	3.5	7.0	3.0	5.5	2.5	4.0	2.0	3.0	1.5	2.0	1.0	1.0	0.5	0.7	0.1	0.2				
	5.5	3.0	6.5	2.5	5.0	2.0	3.5	1.5	2.5	1.0	1.5	0.5	0.5	0.1	0.3						
	6.0	2.7	6.0	2.2	4.5	1.7	3.0	1.2	2.0	0.7	1.0	0.2	0.2								
	6.5	2.3	5.5	1.8	4.0	1.3	2.5	0.8	1.5	0.3	0.5										
	7.0	2.0	5.0	1.6	3.5	1.1	2.0	0.6	1.0	0.1	0.1										
	7.5	1.7	4.5	1.3	3.0	0.8	1.5	0.2	0.5												
	8.0	1.5	4.0	1.1	2.5	0.6	1.0														
	8.5	1.3	3.5	0.8	2.0	0.3	0.5														
	9.0	1.1	3.0	0.6	1.5	0.1	0.1														
	9.5	0.9	2.5	0.4	1.0																
	10.0	0.8	2.0	0.2	0.5																
10.5	0.7	1.5	0.1	0.1																	
11.0	0.5	1.0																			
11.5	0.3	0.5																			
12.0	0.1	0.2																			

※上表の道路幅員にあてはまらない時は、直近下位の道路幅員とした隅切り幅員とする。

(準大規模建築物)

第17 要領第32条に基づく準大規模建築物に関する基準は、表1-4による。

2 事業者は、準大規模建築物の建設計画について、第14号様式による「準大規模建築物の建設計画届出書」を、関係各局と協議のうえ市長に提出しなければならない。

調整項目	対象規模	調整内容
緑化施設	敷地面積 1000 m ² 以上	大阪府自然環境保全条例に基づく緑化計画等について 大阪市みどりのまちづくり条例について
排水設備 雨水対策	敷地面積 1,000 m ² 以上 地下排水槽を設置するもの	排水設備の設置等に関する排水施設整備の要否について 公共施設管理者の意見
消防活動	敷地面積 1000 m ² 以上	消防活動に用いる消防水利施設整備の要否について 公共施設管理者の意見
ごみ保管 施設	階数 3 以上かつ住戸数 20 以上 延面積 2000 m ² 以上	ごみ保管施設の設置について
駐車施設	延べ面積 2000 m ² 超 共同住宅で住戸数 30 以上 駐車面積 500 m ² 以上	建築物における駐車施設の附置等に関する条例について 大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱について 駐車場法について
地区計画	敷地面積 1000 m ² 以上	地区計画区域内における整備計画について (区域内に限る)
総合設計	敷地面積 1000 m ² 以上	建築基準法に基づく総合設計制度適用の基準等について (対象となる場合に限る)

表 1-4

「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」

1 趣旨・目的

平成29年6月にとりまとめられた「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」では、大規模倉庫において火災が広範囲に拡大すると、消防隊による消防活動が極めて困難となることから、防火シャッターの確実な作動や事業者による初動対応の実行性向上などの初期火災の拡大を防止するための対策を講じることが不可欠であると提言されている。

これらの対策を適切に講じることにより、最低限必要な防火安全性が確保できると考えられるが、本ガイドラインは、万が一、火災が広範囲に拡大した場合においても、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的として、倉庫等の事業者が、個々の建物の状況に応じて消防活動を支援するための措置を検討し、必要な対策を講じる場合において参考とするための指針として作成したものである。

2 用語例

- (1) 消令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (2) 無窓階とは、消令第10条第1項第6号に規定するものをいう。
- (3) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (4) 避難安全検証法とは、建基令第129条第1項又は第129条の2第1項に規定するものをいう。
- (5) 直通階段とは、建基令第120条に規定するものをいう。
- (6) 防火区画とは、建基令第112条第1項に規定する区画をいう。
- (7) 防火設備とは、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。
- (8) 連動防火設備とは、火災時に自動火災報知設備の感知器と連動して閉鎖する防火設備をいう。
- (9) 進入用階段等とは、建基令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段の構造に適合する階段、同令第3項に規定する特別避難階段の構造に適合する階段又は建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターをいう。
- (10) 非常用進入口とは、建基令第126条の7各号（第2号及び第5号を除く。）の規定に適合するものをいう。
- (11) 代替進入口とは、建基令第126条の6第2号に規定する開口部をいう。
- (12) スプリンクラー設備とは、送水口を附置したスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）をいう。
- (13) 消則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (14) ホース格納箱とは、消令第29条第2項第4号ハに規定する放水用具を格納した箱をいう。
- (15) 消法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。

3 ガイドラインの対象となる防火対象物

本ガイドラインは、消令別表第1(14)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下同じ。）で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上となる新築のものに対して適用する。

なお、これ以外の消令別表第1(14)項に掲げる防火対象物又は同表(12)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、上記1の趣旨・目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるものについても本ガイドラインを準用することが望ましい。この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

- (1) 無窓階が存するもの
- (2) 一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの
- (3) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの1/2以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの
- (4) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

4 消防隊の内部進入を支援するための措置

例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物内部への進入を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

- (1) 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。
- (2) 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける。

5 建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

- (1) 屋外から建物中央部に放水を行う方法

外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、消令第12条の規定に基づき設置する。

- (2) 非常用出入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法
 - ア 消令第29条第2項(第1号を除く。)及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、非常用出入口に設けられたバルコニーに設置する。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
 - イ 一の感知器が作動した際に当該感知器が存する防火区画を形成するために必要なすべての連動防火設備を閉鎖するよう措置する。
 - ウ 非常用出入口を、次に従い設ける。
 - (ア) 非常用出入口は、防火対象物の2階以上の階に設ける。
 - (イ) 非常用出入口は、建物の外周部と接するすべての防火区画に一の非常用出入口が接するよう設ける。
 - (ウ) 非常用出入口には、消防活動上有効な面積が5㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。
 - (エ) 非常用出入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。
- (3) 建物中央部に車路がある倉庫において、当該車路及び非常用出入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法
 - ア 消令第29条第2項(第1号を除く。)及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、非常用出入口に設けられたバルコニー及び車路部分に設ける。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
 - イ 連動防火設備等の閉鎖について、次の措置を講じる。
 - (ア) (2)イのとおり、措置する。
 - (イ) 一の感知器が作動した際に当該階の車路に面するすべての連動防火設備を閉鎖し、当該階の車路の屋外に面するすべての開口部を開放するよう措置する。
 - ウ (2)ウのとおり、非常用出入口を設ける。
- (4) 進入用階段等の踊場(出入口のある踊場に限る。以下同じ。)、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法
 - ア 消令第29条第2項(第1号を除く。)及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、2階以上の階における進入用階段等の踊場、付室及び乗降ロビーに設ける。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
 - イ 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

なお、乗降ロビーを消防活動拠点とする場合については、当該乗降ロビーのできるだけ近くに直通階段を設けるよう配慮する。

6 その他

- (1) 上記4、5に掲げる措置は、それぞれ消防隊の建物内部への進入、建物中央部における消防活動を支援するための措置を例示したものであるため、建物の位置、構造又は設備等の状況に応じた対策とすることも可能である。
- (2) 倉庫等の事業者は、これらの措置のみではなく、建物の位置、構造又は設備等の状況や今後の技術開発、研究の進展等を踏まえ、当該措置以外の措置を検討し、個々の建物ごとにより最適な措置を講じることが望ましい。
- (3) 倉庫等の事業者は、計画段階において、消防水利、倉庫周囲の空地、車両の進入経路・部署位置等について、消防本部と相談し、円滑な消防活動が実施できるよう配慮することが望ましい。
- (4) 倉庫等の事業者は、火災が広範囲に拡大すると消防隊による消防活動は極めて困難になることを念頭に置き、倉庫の利用実態等を踏まえて、出火防止対策や初期火災の拡大を防止するための対策の徹底を図ること。

なお、初期火災の拡大を防止するための対策の実施に当たっては、次の文書を参考とされたい。

 - ア 「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)」
 - イ リーフレット「大規模倉庫における火災の教訓」
 - ※ 消防庁ホームページURL
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html
 - ウ 「大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について」(平成30年1月24日付け消防予第20号)
- (5) 当該ガイドラインに基づき講じた措置は、その機能確保のため、適正な維持管理を行うことが望ましい。特に、スプリンクラー設備又は連結送水管については、消法第17条の3の3の規定に準じて定期的に点検を行い、他の消防用設備等の点検報告と併せて、消防本部の消防長又は消防署長に報告することが望ましい。